

## 東京大学先端科学技術研究センター 極小デバイス理工学分野

### 特任助教または特任研究員（特定有期雇用教職員）募集要項

職名及び人数	特任助教 または 特任研究員 若干名
契約期間	令和8年10月1日以降～ 令和9年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は令和11年3月31日を限度とし、以後更新しない。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	東京大学先端科学技術研究センター 極小デバイス理工学分野 岩本研究室 (東京都目黒区駒場4-6-1) 変更の範囲：【特任助教】 本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。） 【特任研究員】 原則同一部局内
業務内容	・ 科研費基盤S「非線形トポロジカル波動工学の開拓」(2026~2030年度)、 ・ JST-CREST「酸化物半導体をプラットフォームとした高効率量子光源技術の開拓」(2025~2030年度) に関する以下のいずれか、または複数の研究に従事する 1. 半導体の結晶成長(酸化物半導体)およびナノ加工技術に関する研究 2. トポロジカルフォトンクス、非エルミート光学、関連分野における実験的研究 3. 半導体色中心やフォトニックナノ構造を対象とした分光研究 4. その他(相談のうえ) 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額25万円~45万円程度(資格、能力、経験等に応じて決定する)、通勤手当(原則55,000円/月まで)
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 博士号取得者および取得見込み者
提出書類	1) 東京大学統一履歴書(以下のURLからダウンロードし作成すること。) <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2) 業績リスト 3) これまでの研究概要

	<p>4) 着任後の研究計画</p> <p>5) 照会可能者2名の氏名と連絡先</p>
提出方法	<p>下記の web サイトに必要事項を記入し、必要なファイルをアップロードすること</p> <p><a href="https://forms.gle/48Wdg8iHFbPC81eJ8">https://forms.gle/48Wdg8iHFbPC81eJ8</a></p> <p><u>アップロード終了後、確認のために問い合わせ先に電子メールで連絡のこと</u></p> <p>※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
応募締切	<p>令和8年6月30日(火) 必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p> <p>対象者が見つかり次第、締め切る可能性あり。</p>
問い合わせ先	<p>〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1</p> <p>東京大学先端科学技術研究センター 極小デバイス理工学分野</p> <p>教授 岩本 敏 e-mail: <a href="mailto:iwamoto@iis.u-tokyo.ac.jp">iwamoto@iis.u-tokyo.ac.jp</a></p> <p>助教 神野莉衣奈 e-mail: <a href="mailto:jinno@iis.u-tokyo.ac.jp">jinno@iis.u-tokyo.ac.jp</a></p> <p>*業務内容および任期の詳細についてはお問い合わせください</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い： 産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある（プロジェクトの状況等による。詳細は応相談）</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>